

スウェーデン環境法（1998:808）

〈抜粋：第2部第8章第5条、第5部第26章、第6部第29章第8条〉

第2部

自然保護

第8章 動物及び植物類の保護のための特別規定

第5条 欧州連合内での遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書中の利用者の遵守についての措置に関する、2014年4月16日に公布された欧州議会及び理事会規則（EU）No 511/2014の第4条では、ある遺伝資源又はそのような資源に関連する伝統的な知識を利用する者の義務について規定している。

第4条中の義務は、第3条7項の指している伝統的な知識を利用する者にも適用されているが、遺伝資源の利用条件という観点で説明されているのではなく、知識の利用条件という観点で説明されている。*法律（2016:783）*。

第5部

監督等

第26章 監督

監督に関する概要

第1条 監督業務は本法及び、本法に基づいて公布された規則の趣旨を確立しなければならない。

原文タイトル：Miljöbalk（1998:808）

原文リンク：

http://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/miljobalk-1998808_sfs-1998-808

（最終アクセス日：平成29年2月21日）

その目的を達成するため、監督機関は自発的に又は申し立てがあった場合には、必要に応じて、環境法及び本法に基づいて公布された規則、判決及びそれ以外の意思決定が遵守されているかを確認し、改正のため必要な措置をとらなければならない。さらに、許可が義務化されている環境に有害な事業又は水事業に関し、監督機関は条件が十分であることを継続的に評価しなければならない。

それに加えて監督機関は、コンサルティング、情報提供等の事業を通して、本法の目的が満たされるための前提条件を確立しなければならない。法律 (2005:182)。

第2条 犯罪の疑いがある場合、監督機関は、本法中の規定又は本法に基づいて公布された規則に対する違反を警察機関又は検察機関に届け出なければならない。

監督機関が環境に有害な事業又は水事業に関する許可の条件が不十分であり、かつ、第24章第5条又は第6条に基づく前提条件が満たされていると判断した場合、同機関は第24章第7条中の文言に基づいて、特別な説明なく、(条件に関する) 審理の申し立てをするか、条件の改正又は削除に関する問題を提起するよう申し立てをしなければならない。法律 (2014:713)。

第3条 監督業務は政府の規定に基づいて、環境保護庁、海洋及び水道局、軍医総監、県の執行委員会、又はそれ以外の政府機関及び市町村 (kommunerna) (監督機関) が行う。

監督に関する規定は、深刻な化学事故による影響を最低限に抑え、防止するための措置に関する法律 (1999:381) にも存在する。

各市町村は、議会が定めた委員会(一つ又は複数)を通して、第9条に基づき、市町村内において環境及び保健管理に関する監督業務を行う。ただし、許可が必要な環境に有害な事業及び第15章に基づく廃棄物処理は、その業務に含まれていない。

政府は、委任を要求する市町村に対し、本来国の監督機関が行うべき監督業務をある程度までは委任することが可能であるという規則を公布することができ

る。ただし、国防軍、スウェーデン要塞庁、国防軍設備局（FMV）又は国防軍のラジオ局の行う事業は適用外である。法律 (2011:608)。

第4条 第3条に基づいて、ある市町村から監督業務の委任に関する意思表示があり、かつ、その意思表示の意図する監督機関が申請に応じて監督業務を引き受けるべきではないと判断した場合、当該監督機関は、当該市町村から要求があった場合には意思決定のため独自の意見書をもって政府に案件を委任しなければならない。

監督機関は市町村に対する監督業務委任を取り消すことができる。監督機関は、市町村が地方自治体法 (1991:900) 第3章第5条第2段落に反して委員会組織の構成を変更した場合、委任を取り消すことができる。政府が委任決定をした場合は、取り消しに関する決定も政府が下す。法律 (2003:518)。

第5条 政府は、本法の適用範囲に含まれている欧州連合規則遵守の監督業務についても、本章が適用されるという規則を公布することができる。法律 (2010:1542)。

第6条 各監督機関は互いに協力し合わなければならない、さらに特別な場合には、監督業務を行う、又は監督業務において重要である他の任務を行っている政府機関及び市町村機関とも協力し合わなければならない。

政府又は政府が指名した機関は、地域又は中央監督機関が調整、管理及び追跡に関する責務を果たすために必要としているあらゆる情報を各監督機関は提供しなければならない、という規則を公布することができる。

第7条 本法に基づいてある市町村に対して課せられた監督業務のすべて又は一部を別の市町村に委任するという合意を、当該市町村間で交わしてもよい。ただし、市町村は案件の決議を下す権限を委譲してはならない。

さらに、市町村は他の市町村と合意に達した場合、その市町村の職員に、ある特定の案件又は複数の案件に関して、市町村の代理として決定権を委ねることができる。ただし、地方自治体法 (1991:900) 第6章第34条の定める事例は適用外である。地方自治体法第6章、第24から27条及び第35条中の委員会宛の

決定に対する異議及び申し立てに関する規定は、そのような決定をする者に対して適用される。

第8条 監督責任を負う監督機関は、監督機関に雇用されていない者に対して、許可決定に記載されている施設の検査を依頼することができる。

差し止め命令及び禁止命令

第9条 監督機関は、本法及び本法に基づいて公布された規定、判決及び他の決議が遵守されるために必要な差し止め命令及び禁止命令を、個別案件ごとに決定することができる。

個別案件において必要以上の介入措置を行ってはならない。

差し止め命令及び禁止命令は、第24章第1条に基づいて効力のある許可申請案件に関する決定又は判決を制限してはならない。

しかしながら、許可決定又は許可判決は、監督機関が以下の差し止め命令及び禁止命令を告知する妨げにはならない。

1. 健康への害、又は環境に対する深刻な害が生ずることを防ぐための緊急かつ必要な差し止め命令及び禁止命令、又は
2. 第11章24条及び第25条に基づいて区分されたダムについての安全強化対策に関する差し止め命令及び禁止命令。

二酸化炭素、亜酸化窒素及びパーフルオロカーボンの排出量に関わる、排出権取引に関する法律 (2004:1199) に基づく許可義務の適用されている事業の場合は、排出量制限をするための差し止め命令又、化石燃料の使用量規制により二酸化炭素排出を制限することを意図する差し止め命令を決定してはならない。

ただし、地域の深刻な汚染を防止するために必要な、亜酸化窒素及びパーフルオロカーボン類に関する差し止め命令は適用外である。法律 (2014:114)。

第9a条 住宅建築の際に生じる周囲の騒音に関しては、ゾーニングに関する計画説明書又は建築法 (2010:900) に基づく建築許可書において計算された騒音

値が記載されており、かつ、周囲の騒音がこれらの数値を超えてない場合は、許可機関は差し止め命令又は禁止命令を決定してはならない。

ただし、第1段落にそのように記載されていても、住民の健康面を配慮して、相当な理由があると判断した場合には、差し止め命令決定及び禁止命令決定をすることが可能である。

ただし、建築法第9章4a条が指している一戸建て住宅（訳註：本来の住宅敷地内に建てる最大25平方メートルの建物で、住宅として使用できる建物）に関する周囲の騒音に関する差し止め命令又は禁止命令は一切決定してはならない。
法律 (2014:901)。

第10条 水事業の許可が第24条第2条に基づき無効となった場合は、監督機関は公共又は個別の利益に害を与える可能性のある、許可に基づいて建てられた施設を解体する命令を許可所有者に下すことができる。

第11条 監督機関は野外活動に関して、貴重な地域又はそのような地域の近くに柵 (stängsel) を設置している者に対して、自然享受権が適用されているそのような地域に一般の者が入るために必要な扉や他の入り口を付けるように命令を下すことができる。

ある柵が一般の者を当該地域から締め出す目的で建てられていることが明らかである場合、その柵を撤去するよう命令することが可能である。ここで柵に関して記述した内容は、溝 (diken) にも適用される。

第12条 ある不動産の前所有者又は前公有地用益権者に対し、他の者が所有する土地にある不動産若しくは建物、施設又は設備の使用において生じた被害又は不利益を是正する命令を第7章、第8章、第11章又は第12章に基づいて出すことが可能であった場合、監督機関は新しい所有者又は公有地用益権を有する者に対して、相応な理由がある場合には、同様の命令を下すことができる。

第13条 ある不動産の所有者若しくは当該不動産の用益権者に対して、又は所有者及び用益権者の両名に対してある差し止め命令が下され、かつ、当該の所有権又は用益権が他の者に譲渡された場合、監督機関は以前の所有者又は用益

権者に対して、新しい所有者又は用益権者の氏名及び住所の情報を速やかに提出することを要求することができる。

罰金

第 14 条 差し止め命令及び禁止命令に関する決定に罰金を付随させてもよい。

第 15 条 ある監督機関が、他の者の所有する土地に建てられている不動産の所有者、建物、施設又は設備の所有者又は土地の用益権者に対して、差し止め命令又は禁止命令を下した場合、当該監督機関は不動産登記簿への記入のため、下された決定を不動産登記機関（inskrivningsmyndigheten）に送付してもよい。下された差し止め命令に継続的な罰金に伴っている場合は、その旨も記載しなければならない。最後に公有地用益権の入手又は権利証書の申請をした者は、（差し止め命令又は禁止命令の宛先でなければ）不動産登記機関から書留郵便にてその記載の通達を受けなければならない。

そのような記載があった場合、差し止め命令又は禁止命令は当該財産の新しい所有者にも適用される。新しい所有者が当該財産を購入、交換又は贈与という形で受け取り、かつ、その財産が不動産又は公有地用益権である場合は、所有権譲渡の時点から数えて、継続的な罰金が新しい所有者に対しても適用される。それ以外の罰金は新しい所有者には適用されないが、監督機関はその所有者に対して新しい罰金を請求することができる。ある一定期間の罰金は該当する期間の開始時点の所有者にしか請求できない。

既判力により、記録された差し止め命令又は禁止命令の無効決定があった場合、差し止め命令にともなう措置がすでにとられている場合、又は差し止め命令又は禁止命令の目的が失われている場合、監督機関が状況に関する情報を取得した後即座に、記録の削除を要求するため、記録機関に連絡しなければならない。
法律 (2000:228)。

第 16 条 第 15 条で記述している決定が上訴された後、他の者が所有する土地にある不動産、公有地用益権若しくは建物、又は施設若しくは設備が譲渡された場合は、争議の対象物の譲渡及び裁判での第三者の参加による影響に関する

訴訟手続法の規定を適用しなければならない。

違反者の費用による執行及び是正

第 17 条 監督機関が第 9 条から第 13 条に基づいて差し止め命令又は禁止命令を下し、かつ、その決定が遵守されていない場合、強制徴収庁は監督機関からの申請に応じてその決定を執行しなければならない。それをもって、当該の決定は強制執行法に基づいて執行することができる。

第 29 章第 1 条から第 4 条、第 8 条、第 9 条又は第 10 条が指している行為を行った者に対して、強制徴収庁は是正のため、監督機関の申し立てにより特別な簡易訴訟手続きを告知することができる。そのような簡易訴訟手続の場合、支払い命令及び簡易訴訟手続に関する法律 (1990:746) において規定が定められている。そのような案件に関する決定の上訴は土地及び環境裁判所に対して行う。*法律 (2010:923)*。

第 18 条 第 17 条に基づき執行を要求する代わりに、監督機関は違反者の費用により是正を行うように決定することができる。

違反者の費用により是正を行う決定は、監督機関が深刻な害の危険性を考慮したうえで、その是正を即座に行うべきである、又は、それ以外の特別な理由があると判断した場合、事前の差し止め命令及び禁止命令がないまま告知することができる。

事業者の管理及び環境報告書

第 19 条 人々の健康に害を与える可能性がある、又は環境に影響を与える可能性のある事業を行う者、又は措置を実施している者は、そのような影響を抑止するため又は防止するために継続的に事業の管理をしなければならない。

そのような事業を行う者又はそのような措置を実施する者は、自分自身の調査を通して又は他の方法で、行っている事業又は措置が環境にどのような影響を与えるかについて、情報を取得しなければならない。

そのような事業を行っている者は、監督機関に対して（監督機関から要求があった場合）管理プログラム又は改善措置の提案を提出しなければならない。

政府又は政府が任命した機関は、管理に関する細則を公布することができる。

第 19 a 条 政府又は政府が任命した機関は、第 11 章第 24 条及び第 25 条に基づき区分すべきダムについて、以下の規則を公布することができる

1. ダムの安全性及び、第 11 章 24 条第 1 段落に基づき、ダムの崩壊がもたらす可能性のある影響に関する最新の調査及び評価に関する記録文書が存在するように注意し、さらに区分に関する提案書を提出すること、
2. ダムの安全性に関する総括的な目標及び管理原則についての記録文書を作成すること、
3. ダムの安全性に関する総括的な目標を達成するための安全管理システムに関する記録文書を作成すること、
4. ダムの安全性に関する報告書を、ダムの安全性監督責任を負っている行政機関に提出すること。法律 (2014:114)。

第 20 条 第 9 章第 6 条に基づき許可義務が課せられる環境に有害な事業の場合、そのような事業を行っている者は、毎年事業の監督業務を行っている監督機関に対して環境報告書を提出しなければならない。このことは、第 9 章第 6 a 条に基づいて許可申請命令を受けた者も対象となる。環境報告書には、許可決定の条件を満たすためとられた措置及びそのような措置による結果の報告を記載しなければならない。

政府又は政府が任命した行政機関は、許可決定の条件が対象にしている以外の、事業が環境に与える影響に関する内容をも環境報告書に記載しなければならないと規定することができる。本法の適用範囲及び目標に関する他の情報の報告を規定することも可能である。

当該事業に許可義務が課せられていない場合でも、環境報告書の提出義務に関する規定を公布することは可能である。法律 (2013:758)。

情報及び調査

第 21 条 監督機関は事業を行っている者、又は本法若しくは本法に基づいて公布された規則の規定する措置を実施している者に対して、監督をするために必要な情報及び書類を監督機関に提出するように命令することができる。そのような事業による不利益を是正する義務が課せられる者に対しても同様である。

第 21 a 条 政府は本法又は本法に基づいて公布された規則に基づき、採石場の許可を取得した者に対して、採石場の開発者に関する情報を県の執行委員会に提出しなければならないと定める規則を公布することができる。

許可されている採石場の開発者が誰かという情報がない場合は、当該条項を適用する場合、又は当条項に基づいて公布された規則を適用する場合、許可所有者を採石場の開発者とみなすことになる。法律 (2005:571)。

第 22 条 人々の健康又は環境に害をもたらす可能性がある事業又は措置を実施している者、又はそのような事業における不利益を是正する立場にある者は、監督をするために事業内容及びその影響に関する調査をする義務がある。住宅又は公共の目的のために建物を提供する者に関しても同様である（その建物の状態から判断し、人々の健康に害を与える可能性があると思われる場合）。ただし、監督機関により適切と判断された場合、そのような調査は第三者が実施するように決定し、調査を行う者かを指名することができる。

第 22b 条 2 において他に規定がなければ、調査義務が課せられる者は、監督機関が定めた額の、第三者が依頼された調査に関する費用を負担しなければならない。

調査に関する決定には、当該不動産又はそれ以外の財産を調査完了まで譲渡してはならないという禁止事項を付け加えてもよい。法律 (2010:1542)。

第 22 a 条 政府又は政府が任命した行政機関は、化学製品、生物工学的有機体又は製品の販売又は譲渡、又はスウェーデンからの輸出若しくは輸入を行う者に対して、監督業務を行うために必要なサンプルを提出するための規則を公布することができる。法律 (2010:1542)。

第 22 b 条 第 22 a 条に基づいて公布された規則に従ってサンプルを提出した者は

1. 特別な理由があるとみなされた場合、試料の提出先機関から試料に対する報酬を受け取る権利がある、及び
2. 特別な理由があると判断された場合、試料の収集及び試料の検査にかかる費用を負担しなくてもよい。*法律 (2010:1542)*。

自然保護担当者

第 23 条 政府又は政府が任命した行政機関は、第 7 章及び第 8 章、第 11 章第 14 条又は第 12 章第 6 条に基づく命令の適用されている地域、自然物及び動植物類に関する規則の遵守に関する監督のための自然保護担当者を任命することができる。

自然保護担当者はそのような規則に基づき、滞在すべきではない場所にいる者をその場所から立ち退かせる権利を有する。

自然保護担当者は第 29 章に基づき処罰に値する場合、第 7 章第 3、5、11、12、24 又は 28 条、第 8 章第 1 条から第 3 条、第 11 章第 14 条又は第 12 章第 6 条に基づいて公布された禁止命令あるいは規則に反する行為の現行犯を目撃した場合、犯罪の捜査において重要と考えられる狩猟及び捕獲道具、乗り物又は他の物品を押収することができる。

第 24 条 自然保護担当者が物品を押収した場合、担当者は速やかにそのことを警察署又は検察へ通報しなければならない。そのような押収に関する通報を受けた警察官又は検察官は、自身がそのような押収を行ったときと同じような措置をとらなければならない。*法律 (2014:713)*。

その他の規定

第 25 条 第 7 章に基づく命令の適用されている地域又は自然物に関する規則からの免除を受けた者、第 8 章に基づき公布された規則からの免除を受けた者、

第 11 章第 14 条に基づき免除を受けた者は、要求があった場合、免除が適用されている地域に滞在する自然保護担当者又は警察官に対しその決定証明書を見せる義務がある。

第 26 条 監督機関は上訴された決定であっても、その決定が即座に有効となるように決定することができる。

第 27 条 本法又は本法の適用範囲に含まれている E U 規則に関連する案件、又は当該の案件において第 22 条第 1 段落第 3 文に記載されている調査を実施した者は、商業若しくは運用の状況又は国防に重要な状況を許可なく明かしたり、利用したりしてはならない。

公共事業に関しては、公開及び守秘義務法 (2009:400) の規定が適用される。法律 (2010:1542)。

第 6 部

罰則

第 29 章 罰則規定及び没収

第 8 条 故意又は過失により以下の行為を行った者は、罰金又は 2 年以下の実刑判決を受ける

1. 逸脱が規定された事柄からの立法規定に対する侵犯罪に関する第 1 章第 5 条に基づいて公布された国防軍に関する規定に反した場合、
2. 第 7 章第 20 条に基づき、政府が公布した環境保護地域内での注意に関する規定に反した場合、
3. 第 9 章第 4 条に基づき、政府が公布した下水の排出等に関する規則又は禁止決定に反した場合、
4. 第 9 章第 5 条に基づき政府の公布した、環境に有害な事業における注意に関する規則に反した場合、

5. 第 10 章第 17 条が指している環境リスク地域内で、当該地域及びその周囲における汚染負荷の拡大となる措置、そうでなくとも環境状況を悪化させる又は是正措置を困難にするような措置、
6. 第 11 章第 17 条第 1 段落、第 20 条第 1 段落又は第 21 条第 1 段落に基づき、水道設備の管理義務を怠った場合、
7. 第 12 章第 6 条第 4 段落に基づき、自然環境の保護に関する禁止命令に反した場合、
8. 第 13 章第 8 条中の、遺伝子工学事業を開始する前に行わなければならない調査に関する規定、又は第 13 章第 9 条に基いて政府が公布した調査に関する規則に反した場合。
9. 第 13 章第 11 条に基づき、政府が遺伝子工学事業における注意に関して公布した規則に反した場合、
10. 規則 (EC) No 1907/2006 の第 37 条 4 項及び第 39 条 1 項中で要求されている化学安全報告書作成義務を怠った場合、
11. 規則 (EC) No 1907/2006 の第 38 条、第 39 条 2 項及び第 66 条 1 項中で要求されている、欧州化学機関に対する情報の提供義務を怠った場合、
12. 第 15 章第 27 条に基づき、廃棄物の処分又は焼却の禁止事項に反した場合、
13. 第 28 章第 13 条に基づいて、個別に決定している漁業禁止命令に反した場合、
14. 欧州連合内での遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書中の利用者の遵守に関する措置についての、2014 年 4 月 16 日に公布された欧州議会及び理事会の規則 (EU) No 511/2014 中の第 4 条について、同規則中で意図する遺伝資源若しくは伝統的な知識又は第 8 章第 5 条第 2 段落中で意図する伝統的な知識に関する条項に記述される内容に従って双方で合意に達した条件に従わない、又は情報を探求、保存又は伝達しないことにより反した場合。

第 1 段落 12 が指している犯罪未遂は刑法第 23 章に基づき、責任を問われる。

行われた行為が第 1 条又は第 9 条第 1 段落 5 に基づいて責任を課すことができ

る場合、本条項に基づいて責任を課すことはない。法律 (2016:783)。